

新しい薬学をめざして

Vol.40 No.2
2011.2.1

発行 新薬学研究者技術者集団

〒555-0024 大阪市西淀川区野里3丁目6-8

E-mail aozora-faruma@nifty.com

(有)大阪ファルマプラン・あおぞら薬局 気付 郵便振替口座 01090-8-16463

TEL 06-6477-8080 (担当 奥村) FAX 06-6477-8082 URL <http://www.d9.dion.ne.jp/~sigma72/>



誤解だらけの食の安全・安心 (2)

残飯整理市場と化した食の現場

中村幹雄

「日本は規格・基準が厳しいので、諸外国で販売されている劣悪な食品は、日本では販売できない」と誤解していませんか。本当は逆で、諸外国で販売できない劣悪な食品を輸入し、国民は喫食しています。今回は、2つの事例を紹介します。

1 たん白加水分解物について

たん白加水分解物（アミノ酸液、自家用アミノ酸液ともいう。）の国際基準と諸外国の基準を表に示します。CODEX（FAO 及び WHO により設置されました国際的な政府間機関）で、クロロプロパンジオール類の国際基準（0.4mg/kg 以下）が定められています。それを基準として世界で大量のたん白加水分解物が流通しています。

仮に私がタイで生産したとします。1級品は、基準の厳しい EU（乾物換算 0.02ppm）に輸出し、2級品はアメリカ（暫定 1ppm 以下）やカナダ（暫定 1ppm 以下）に輸出します。生産地のタイもこのレベル（1ppm 以下）で消費されます。他の東南アジアの国々でも同様です。残った不良品を、消費量が多く、食品衛生法による規制がない日本に輸出します。日本が残飯整理を担っていることは、東南アジアではよく知られたことです。

食品衛生法による規制が必要だと思えます。

2 アナトー色素について

JECFA（FAO と WHO の添加物の専門家会議）は、アナトー色素の水銀の限度を「1mg/kg 以下」（1ppm に相当）と定めましたが、これは私の提案によるものです。鉱山開発の影響で水銀に汚染されたアナトーの種（原料）に由来する水銀がアナトー色素を汚染する可能性、一部で

目次

□誤解だらけの食の安全・安心 (2)	□伊豆からの随想 (24)	河合 聡…………… 28
中村幹雄…………… 21	□今日も明日も日曜日 (13)	三原啓子…………… 29
□「一般用医薬品のインターネット販売に関する 意見書」提出…………… 22	□薬をめぐる動き 2010年11月	…………… 30
□薬剤耐性菌を増やさないために	□薬をめぐる動き 2010年12月	…………… 34
小河友紀…………… 26	□第4回運営委員会の報告…………… 37	
	□第5回運営委員会の報告…………… 38	

表 クロロプロパンジオール類 (3-MCPD, 1,3-DCP) の規制

	対象食品	最大基準値
CODEX (国際食品規格委員会 2008)	酸加水分解植物性たん白を含む調味料	0.4mg/kg
EU (2001年)	醤油, 酸加水分解植物性たん白	0.02mg/kg (乾物換算)
オーストラリア, ニュージーランド	醤油, オイスターソース	0.2mg/kg
マレーシア, シンガポール	酸加水分解植物性たん白を含む食品	0.02mg/kg
・	酸加水分解植物性たん白	1.0mg/kg
タイ	酸加水分解植物性たん白を原料とする調味料	1mg/kg
アメリカ (業界)	酸加水分解植物性たん白	1mg/kg
カナダ (暫定)	醤油, オイスターソース	1.0mg/kg
フィリピン	醤油	1mg/kg
台湾	醤油および醤油加工品	0.4mg/kg

粗悪な水酸化ナトリウムが使用されていたので、その水銀による汚染も考慮し、アナトー色素に水銀の限度規格を設けることを NATCOL (天然色素の業界団体) に提案し、数年後に合意を得ました。NATCOL からの提起でアナトー色素の国際規格 (JECFA 規格) に水銀の含有量の上限が設けられました。

日本の状況はどうでしょうか。既存添加物 (天然色素) のアナトー色素、指定添加物のノルビキシンカリウムとノルビキシンナトリウムに、公定規格 (現在は、第8版添加物公定書) すら設けられていません。指定添加物の製剤 (混合物) であります水溶性アナトーには公定規格がありますが、水銀の含有量は制限されていません。

従って、JECFA 規格にほぼ連動していますヨーロッパ諸国に、水銀含有量が 1ppm を超えたアナトー色素を輸出できませんので、そうした品質のアナトー色素が日本向けに輸出されることが十分考えられます。

これは、食品添加物の一例です。同様な添加物がたくさんあります。

会員の皆さまは、誤解していませんか。

(なかむら・みきお 鈴鹿医療科学大学薬学部)

「一般用医薬品のインターネット販売に関する意見書」 内閣総理大臣などに提出

新薬学者集団では、2010年6月18日、薬害被害者団体、消費者団体、薬害オンブズパーソン会議、医薬品・治療研究会、医薬ビジランスセンター (薬のチェック) など14団体とともに、「一般用医薬品のインターネット販売原則禁止の継続を求める要望書」を、厚生労働大臣・行政刷新担当大臣・消費者担当大臣宛に提出しました。